

## 資料1 部落差別解消推進法

**部落差別の解消の推進に関する法律**

平成28年12月16日公布 法律第109号

## (目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 附帯決議（平成28年11月16日 衆議院法務委員会）

### 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

## 附帯決議（平成28年12月8日 参議院法務委員会）

### 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

右決議する。

## 資料2 部落差別（同和問題）に関わる事案

### 事案A 企業における土地差別調査事案

自社の営業活動の中で、調査会社に土地調査を依頼した。受け取った報告書の中に同和地区を示す表現が含まれていたが、調査会社に何も指摘することなく報告書を受け取った。

#### →ポイント

- ① 調査依頼をする際に、同和地区を明示するよう依頼しているようであれば、悪質な差別行為であり、重大な人権侵害である。
- ② 調査を依頼する際に、同和地区を明示するよう依頼していないが、報告書には同和地区を示す箇所があった。そのような報告書は差別を助長すると認識しているながら、報告書を受け取ったならば部落差別に加担する差別助長行為である。
- ③ 調査報告書の中に同和地区に関する情報が含まれていると知っていたが、そのことが差別につながると認識せず見過ごすようであれば、明らかに人権感覚が不足している。
- ④ 調査報告書の中に差別的な表現があることに全く気付かなかったとすると、組織のチェック体制が不十分であるか人権感覚が欠如しているといえる。

### 事案B 官公庁における土地差別調査事案

一般市民からA市の住民課に電話で「A市の○○町に移住しようと考えているが、○○町の周辺に同和地区があるか教えてほしい。」と問い合わせがあった。

#### →ポイント

- ① 同和地区の所在を聞かれても答えてはいけない。
- ② 問い合わせてきた人に対し、同和地区を調べようとするとは差別を助長するものであり、人権意識が欠如していると認識してもらうよう啓発する。

### 事案C 企業における土地差別調査事案

平成19年、大阪の調査会社（マーケティングリサーチ会社）が、マンション建設の事前調査で建設予定地の立地条件等を調査する際、周辺の同和地区の所在地や在日外国人が多く住む地域などについての情報を調べた。調査会社は依頼主である広告代理店やマンション開発業者にそれらの地域を「問題地域」「不人気地域」などと表現し報告をするといった土地調査が差別につながるものとして問題となった。

- 『大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例』（昭和60年施行）について
  - ・昭和50年代に発生した「部落地名総監事件」を契機に制定された。
  - ・平成19年の事案を受け、個人調査を行う「興信所・探偵社業者」に加え、新たに「土地調査等を行う者も規制の対象となった。
  - ・他府県の業者も対象となり、大阪府において遵守事項に反した場合は罰則の対象となる。

#### 第十二条 「土地調査等を行う者」の遵守事項（平成23年一部改正）

- ① 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

※同条例についての詳細は、大阪府人権局人権擁護課のHPをご覧ください。

#### 事案D 『復刻版 全國部落調査』発行の動き

平成28年2月	A出版社が『復刻版 全國部落調査』をAmazonで予約受付開始
3月	横浜地裁がA出版社に対して出版や販売を禁止する仮処分
4月	A出版社がネット上に当該書籍の印刷データを公開（現在は削除） 同和運動団体からA出版社らに対して損害賠償等を求めて提訴
令和3年9月	東京地裁判決 「地名リストの公開は、公益目的ではないことが明白でプライバシーの侵害である。」
令和5年6月	東京高裁判決 「人には差別を受けずに平穏な生活を送る人格的利益があり、地名リストの公表はこの利益を侵害する。」

※『全國部落調査』は、昭和11年に財團法人中央融和事業協会が融和事業推進のために被差別部落の実態を調査した結果をまとめた書籍で、昭和50年以降社会問題となつた『部落地名総鑑』の原点とされる。復刻版には現在の地名等も併記しようとしていた。

#### 事案E 全国部落調査に関する差別事案

平成31年1月、「復刻版 全國部落調査」の電子データをダウンロードした人物が書籍化し、フリーマーケットアプリ「メルカリ」に出品していたことが発覚した。佐賀県の人権担当課が削除を要請したが、削除されるまでの間に3冊が購入されていた。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 事案F インターネット上での差別事案

- ・動画サイト（Youtube等）への、土地差別調査をあおる動画、被差別部落の所在地を明らかにするような動画の投稿
- ・質問サイト（Yahoo!知恵袋）への、同和地区や同和地区出身者、運動団体に関する質問や、それに対する差別助長的な回答の投稿
- ・ネットニュースのコメント欄やSNS、匿名掲示板での、差別意識や偏見を助長する内容の投稿、被差別部落や出身者への誹謗中傷の書き込み

## 資料3 えせ同和行為対策関連資料

## ◎人権施策推進課での平成29年度相談等受理件数 2件 (※H30年度以降: 0件)

**概要** 平成29年12月～平成30年1月にかけて、同一と思われる団体から県の関係する財団法人・社団法人等に対して集中的に発生。金銭的な被害は確認されていない。県が直接相談を受けたのは2件、他でも発生。

## 要求内容【全件端緒は電話による要求】

会費、支援金、協賛金名目の金銭要求 2件 ⇨ 団体で支出できない場合は、電話で対応した者個人で支払うよう要求もあり

## 相談者の当時の対応

受けた電話で断り 1件

資料の送付を了承 1件 ⇨ 後日、封筒にて資料、振込用紙等が郵送された

## ◎人権施策推進課の主な対応

人権施策推進課から、各相談者からの内容を確認し、それぞれ具体的な対応策の助言を行った。

## 資料送付を了承した法人への助言とその後の顛末

- ・県から「再度検討した結果、支払う意思がない」旨の文書案（下記）を提供し、相手方からの振込用紙等が届いたら同封して返送すること、併せて警察、暴力追放推進センターへ相談することを助言。
- ・相手から、「お前が送れと言ったから送った。責任をとって個人で支払え。」「上役に払われる旨を報告してある。俺の顔がつぶれる。」「払わないならそちらへ行く。」などの電話が複数回あった。
- ・地元の警察署、岐阜県暴力追放センターに相談。通話の録音等のアドバイスを受けた。
- ・断り続けているうちに電話が来なくなった。

## ◎一連の件により感じた事項

- ・最初の対応が大切である。
- ・同和問題について、正しい知識が必要である。
- ・えせ同和行為を行う側にも、コスト意識、リスク管理がある。

## 通知文

貴殿より〇〇年〇月〇〇日に電話で寄付行為の依頼があり、〇〇年〇月〇〇日に郵便物が送付されてきました。

寄付の依頼について、再度検討した結果、お断りします。

については、送付のあった郵便物を返送します。

なお、今後も寄付については承諾しませんのでご承知ください。

〇〇年〇月〇〇日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

相手方 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

相手方への郵送は、記録が残る方法  
(書留、特定記録、配達証明など)が  
望ましい。

## ②あなたの職場は大丈夫ですか？～チェックリスト～

- 職員は部落差別（同和問題）について正しく理解している。
- 職場において「えせ同和行為対策」について研修を行っている。
- 「不当要求には絶対に応じない」という方針が組織内に確立し、徹底されている。
- 不当要求を受けた場合の対応について、要領が定められている。
- 不当要求を受けた場合は、上司に報告するよう決められている。
- 不当要求防止責任者が選任されている。
- 警察、暴追センター、法務局などといつでも連携できるよう連絡通報体制ができている。

## ③研修などでご利用ください！

- 岐阜県人権施策推進課 HP　えせ同和行為対策について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3992.html>

- 法務省 HP　「えせ同和行為を排除するために」

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken86.html>

- 岐阜県人権啓発センターにて貸出している企業と同和問題、不当要求関連のDVD（例）

- ・『同和問題と人権ーあなたはどう考えますか』28分（2008年）
- ・『暴力団等反社会的勢力からの不当要求　それでええんか！？撃退法』54分（2011年）
- ・『同和問題～過去からの証言・未来への提言～』61分／19分（2014年）
- ・『企業と人権』40分（2017年）
- ・『ともに生きる私たちの未来～「部落差別解消推進法」がめざすもの～』38分（2017年）
- ・『許すな「えせ同和行為」～あなたの会社を不当な要求から守ろう～』36分／（2020年）

岐阜県人権啓発センター TEL 058-272-8252

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3395.html>

## ④えせ同和行為対策関係機関

機関名	住所	電話
岐阜地方法務局人権擁護課	〒500-8729 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎内	058-245-3181(代表)
公益財団法人 岐阜県暴力追放推進センター	〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-1	058-277-1613
岐阜県警察本部組織犯罪対策課	〒500-8501 岐阜市薮田南2-1-1	058-271-2424(代表)
岐阜県弁護士会	〒500-8811 岐阜市端詰町22	058-265-0020
岐阜県環境生活部人権施策推進課	〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1	058-272-8250

## 資料4 えせ同和行為についての調査

## 「平成30年におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果」

法務省HP <https://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>

## 【法務省→（公財）人権教育啓発推進センター委託事業】

調査対象年次	H 9	H 12	H 15	H 20	H 25	H 30
調査対象事業所数	6,000	6,000	6,000	6,000	9,000件	9,000件
回答事業所数 ①	3,735	3,257	2,295	3,001	4,398件	2,736件
要求を受けた事業所数②	739	700	542	482	204件	5件
全国被害率 ②／①	19.8	21.5	23.6	16.1	4.6%	0.2%
要求の総件数 ③	1,679	1,469	1,294	849	437件	5件
1事業所当たりの要求件数 ③／②	2.3	2.1	2.4	1.8	2.1件	1.0件
岐阜県を含む名古屋ブロック被害率	22.0	27.5	30.7	20.2	5.5%	0.3%



## ※ 平成30年調査結果の特色

- 被害率は、過去の調査の中で最も低く、前回調査より4.4ポイント減少している。
- 全国8ブロック中、被害があったのは4ブロック。岐阜県を含む名古屋ブロックの被害率は0.3%であり、広島、仙台に次いで3番目に高い。また、過去5回の調査とも全国被害率を上回っている。
- 業種別の被害率は、複合サービス事業（郵便局、協同組合）が3.0%と最も高く、次いで製造業、サービス業が0.6%、医療・福祉が0.4%の順となっている。
- 従業員規模別の被害率は、「従業員300人以上500人未満」の事業所で1.1%と最も高く、次いで「50人以上100人未満」の事業所で0.3%、「50人未満」の事業所で0.2%となっている。
- えせ同和行為の要求に対して80.0%が拒否している（5件中、回答があったのは4件）。
- 不法・不当な要求は、依然として「機関誌・図書等物品購入の強要」が40.0%と最も高い（回答は2件）。また、要求の手口は「執拗に電話をかけてくる」が80.0%（回答は4件）で一番多い。
- 要求の口実は「同和問題（部落差別）の知識（認識、研修）の不足」「単なるいいがかり、無理難題」が40.0%（回答はそれぞれ2件ずつ）と割合が高くなっている。